⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等
ア　受験に関する書類は、学説試験は平成25年５月９日（木曜日）から５月24日（金曜日）まで、実地試験は同年10月16日（水曜日）から10月31日（木曜日）までに厚生労働省医政局歯科保健課（郵便番号100―8916、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号、電話番号03（5253）1111内線2583）に提出すること。
イ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中（行政機関の休日を除く。）午前９時から午後５時までであること。
ウ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、学説試験においては平成25年５月24日（金曜日）、実地試験においては同年10月31日（木曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。
エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類は返還しない。
⑶　受験手数料
ア　受験手数料は、学説試験及び実地試験それぞれ35,000円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書にはることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。
イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。
⑷　受験票の送付　受験票は、受験手続を行った者宛て郵送する。
なお、学説試験にあっては平成25年６月10日（月曜日）、実地試験にあっては同年11月11日（月曜日）までに受験票が到着しない場合は、厚生労働省医政局歯科保健課に問い合わせること。
7　合格の通知　学説試験第１部試験、学説試験第２部試験及び実地試験の合格者には、その都度本人に合格した旨を通知する。
8　その他　視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、平成25年５月24日（金曜日）までに厚生労働省医政局歯科保健課に「国家試験の受験に伴う配慮事項申請書」を用いて申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。
9　８に関する問い合わせ先　郵便番号100―8916　東京都千代田区霞が関１丁目２番２号　厚生労働省医政局歯科保健課　電話番号03（5253）1111内線2583　ＦＡＸ番号03（3595）8687

公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２４５６号
札幌市白石区北郷１条３丁目３番17号　宮腰マンション101号、申立時の住所北海道北広島市大曲柏葉１丁目15番地５
債務者　三浦　　伸
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８６９号
札幌市北区屯田９条８丁目７番２―106号
債務者　藤枝　國雄
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３１６号
札幌市豊平区月寒東２条７丁目３番８―402号
債務者　津田なぎさ（旧姓三野）
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３５４号
北海道江別市向ケ丘14番地の12
債務者　福田　正一
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４０８号
札幌市東区北25条東14丁目１番15号　ドリームハイツ１階左
債務者　大下登志伸
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４４６号
札幌市豊平区西岡４条９丁目１番26―410号
債務者　内川　雅美（旧姓秋葉）
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４５５号
札幌市南区北ノ沢４丁目５番８号　ミューゲ北の沢101号
債務者　浅井　健二
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４５７号
札幌市西区琴似４条６丁目４番18号　パル・プレシオ101号
債務者　工藤　　敏
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４５８号
札幌市豊平区平岸８条12丁目３番70―412号
債務者　高橋レイ子
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４６２号
札幌市手稲区富丘３条７丁目３番28号　スターハイツ富丘206号
債務者　三上　利則（旧姓村井）
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４６３号
札幌市手稲区稲穂１条１丁目３番７号
債務者　富井　直子
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４８５号
札幌市豊平区美園３条８丁目１番11号　フラワーコーポ101号
債務者　平野　和夫
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　札幌地方裁判所民事第４部